

防衛省における再発防止策の実施状況

－ 今年度末の制度改正の方向性 －

令和7年3月
防衛省

令和6年度末の情報保全制度の改正の方向性①

令和6年12月公表の再発防止策(概要)

① 部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討

部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないかについて、検証、制度改正等を実施。

② 情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善

被教育者のレベルや役職に応じた教育の実施及び確認試験等を通じた情報保全教育を徹底。

③ 既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正

特定秘密取扱職員の確実な指名及び適性評価の迅速な実施、定期検査などの運用改善。

④ 総合秘密保全システム(仮称)によるヒューマン・エラーの局限

適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようするシステムの一部運用を今年度中に開始。

⑤ 防衛省における情報保全業務体制の強化

大臣官房参事官の新設、大臣官房公文書監理官への保全監察業務のタスキング、外部有識者会議の設置などを行い、体制を強化。

⑥ 特定秘密の漏えい事案等発生時の対応

特定秘密漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置を規則化。また、漏えい事案発生時には、引き続き、速やかに衆・参情報監視審査会に報告し、対外公表。

再発防止策②・③・⑥に係る一部施策について、今年度末までに省内規則(訓令・通達)の改正を通じて実現するべく作業中

【対象となる訓令・通達】

- 特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)
- 特定秘密の保護に関する訓令の運用について(防防調第17882号。26.12.8)
- 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令(平成26年防衛省訓令第65号)
- 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について(防防調第18144号。26.12.20)₁

令和6年度末の情報保全制度の改正の方向性②

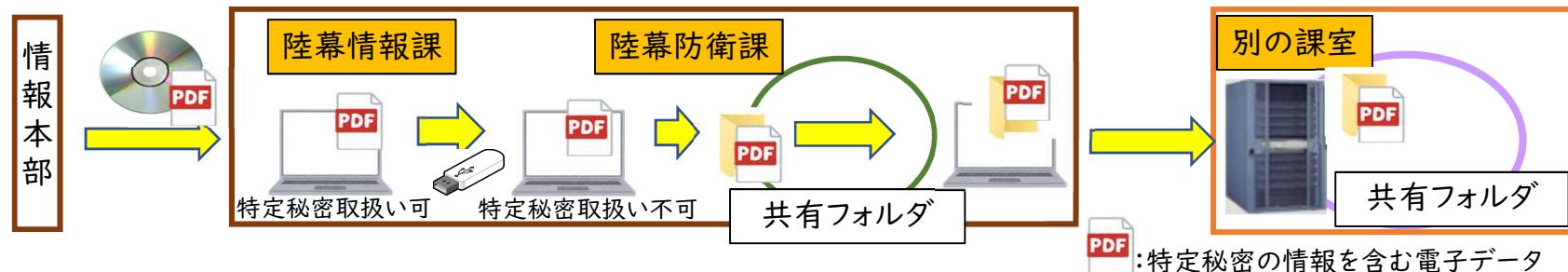
情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善

- 特定秘密管理者は、隊員に新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には当該取扱い業務を行わせる前に必要な教育を行うよう努めるとされているところ、当該取扱い業務を行わせる前に必要な教育を行うものとする（努力義務から義務へと改正）。

既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正

【可搬記憶媒体の使用の原則禁止】

- 現行制度上、可搬記憶媒体は特定秘密電磁的記録を格納するために使用が認められているが、共有フォルダ事業（昨年12月末公表）においては、特定秘密を取り扱える端末から取り扱えない端末に特定秘密電磁的記録を移動させる媒介として使用されたところ。



- これを踏まえ、特定秘密電磁的記録に係る可搬記憶媒体の使用を原則的に禁止。一方、使用が認められる例外的な場合として、格納の場合のほか、①装備品等の特性や部隊運用上の都合により可搬記憶媒体を使用しなければならない場合、②特定秘密保護法の関連規定により特定秘密の提供を行う場合、③可搬記憶媒体の使用が必要不可欠であると特定秘密管理者が認める場合、の3つを列挙。

令和6年度末の情報保全制度の改正の方向性③

【定期検査の運用改善】

- 可搬記憶媒体の使用の制限の実施状況などを新たな検査項目として追加。
- これに加え、中間提言に盛り込まれた以下の措置に係る改正を行うべく検討中。
 - 年2回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うことで定期検査にメリハリ付け。
 - 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約（訓令・通達の改正とは別途の措置により、不具合の内容を省内関係部署に共有する仕組みを併せて構築）。

【適性評価の迅速な実施】

- 現行制度上、防衛省本省・防衛装備庁間の職員の異動に関し、当該職員の過去の適性評価における情報を相互に活用することができるが、この制度は十分に活用されていなかった。
- これを踏まえ、同制度が使いやすいものとなるよう細部を明確化し、防衛装備庁を含む他省庁から情報提供を受けて適性ありと評価したときの有効期間は直近の適性評価の有効期間の範囲内とする旨や、当該情報が調査を行うのに十分であることや評価対象者に事情変更が生じていないことを確認しなければならない旨などを明示。

特定秘密の漏えい事案等発生時の対応

- 現行制度上、紛失その他の事故や不適切な取扱い事案に際して講ずるべき保護措置の具体的な内容は規定されていない。また、特定秘密管理者は、事故報告が現場から上がってきた際は、大臣等への報告の後に、特定秘密を保護する上で必要な措置を講ずるとされている。
- これらを踏まえ、基本的な保護措置の内容を具体的に例示するとともに、特定秘密管理者は、大臣等への報告と並行して、特定秘密を保護する上で必要な措置を講ずるという手順に変更。また、「特定秘密を保護する上で必要な措置」に保護措置が含まれることを確認的に明示。

(参考) 現行規定①

【特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)(抄)】

(教育)

第6条 特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に対し、特定秘密の保護に関する必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、年1回以上、必要な教育を行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該取扱いの業務を行わせる前に、必要な教育を行うよう努めるものとする。

3 (略)

(電子計算機の使用の制限)

第11条 特定秘密電磁的記録は、特定秘密管理者が認めた電子計算機以外のもので取り扱ってはならない。

2 特定秘密電磁的記録は、可搬記憶媒体に格納するものとする。ただし、特定秘密管理者が電子計算機に格納することを認めた場合は、この限りでない。

3 (略)

(定期検査及び臨時検査)

第31条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項の規定による定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況について臨時検査を行うことができる。

3 前2項の規定による検査は、特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた職員の中から、特定秘密管理者が指名した者に行わせることができる。

4 第1項及び第2項の規定による検査は、帳簿の記載又は記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、この訓令で規定する措置が確実に行われていることの確認を中心に行うものとする。

(紛失その他の事故等が生じた場合の措置)

第40条 特定秘密文書等の紛失若しくは破壊又は特定秘密の漏えい(以下「紛失その他の事故」という。)が発生し、又は発生したおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、速やかに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 紛失その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員 紛失その他の事故の被害の拡大を防ぐための状況に応じた保護措置の実施及び特定秘密管理者への報告
- (2) 本省の職員(前号に規定する特定秘密取扱職員を除く。) 紛失その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員又は特定秘密管理者への報告
- (3) 前2号に掲げる職員から、それぞれ当該各号に定める報告を受けた特定秘密管理者 紛失その他の事故に関する防衛大臣への報告

2 (略)

(参考) 現行規定②

【続き：特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）（抄）】

第40条の2 特定秘密電磁的記録の取扱いが認められていない電子計算機での特定秘密電磁的記録の取扱い、特定秘密管理者の承認を得ない特定秘密文書等の作成若しくは廃棄、特定秘密文書等の適切な保管容器以外での保管又は装備品の誤操作による特定秘密文書等の消失等紛失その他の事故に至らない特定秘密文書等の不適切な取扱い（以下「不適切な取扱い」という。）が発生し、又は発生したおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、速やかに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 不適切な取扱いが発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員 紛失その他の事故の発生を防ぐための状況に応じた保護措置の実施及び特定秘密管理者への報告
 - (2) 本省の職員（前号に規定する特定秘密取扱職員を除く。）不適切な取扱いが発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員又は特定秘密管理者への報告
 - (3) 前2号に掲げる職員から、それぞれ当該各号に定める報告を受けた特定秘密管理者 不適切な取扱いに関する防衛政策局長への報告
- 2 特定秘密管理者は、前項第3号に定める防衛政策局長への報告をした後、速やかに不適切な取扱いに係る事実の調査を行い、かつ、特定秘密を保護する上で必要な措置を講じ、当該調査の結果その他必要な事項を防衛政策局長に報告しなければならない。
- 3 （略）

【特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第17882号。26.12.20）（抄）】

第20 検査

1 訓令第31条第1項に規定する定期検査は、毎年、6月末日及び12月末日の状況について行うものとする。

2 訓令第31条第4項の規定による突合以外に行う確認は、次に掲げる事項のほか、特定秘密管理者が必要と認める事項とする。

- (1) 検査の対象となる部署（以下「検査対象部署」という。）における訓令第8条第1項に規定する官職又は部署を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録等の管理状況
- (2) 検査対象部署における訓令第8条第4項に規定する名簿
- (3) 検査対象部署における訓令第3章の規定に基づき通知又は周知を受けた書面又は電磁的記録の保存の状況
- (4) 検査対象部署における訓令第4章の規定に基づく作成、行政文書ファイル管理簿への記載、運搬、交付、伝達、廃棄その他の手続の実施状況
- (5) 検査対象部署で使用している電子計算機又は保管容器若しくは施設設備の状況

3~7 （略）

【特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）（抄）】

（他の行政機関による情報の提供等）

第18条の2 適性評価実施担当者は、評価対象者が他の行政機関において適性評価の対象となったことがある場合は、当該行政機関の適性評価実施担当者に対して、過去に実施した適性評価の際に記載され、又は記録された質問票又は調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求めることができる。この場合において、当該行政機関の適性評価実施担当者から質問票又は調査票の提供を受け、当該質問票又は調査票に基づき、十分な調査を実施できると認めるときは、第13条及び第14条の規定にかかわらず、新たに質問票又は調査票の提出を求めるこを要しない。

※ 現行の「特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について」（防防調第18144号。26.12.20）には、適性評価実施訓令第18条の2に関連する規定は置かれていない。